

平成23年(2011年)12月2日



埼玉県報

第 2 3 4 4 号
平成 23 年 12 月 2 日
金 曜 日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [富士見都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [歯科技工士国家試験の実施に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [ヨーネ病疑似患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [人間第二用水土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [蓮田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県道根岸本町線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道保谷志木線\(朝霞市泉水三丁目交差点\)の供用開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成23年7月31日執行の埼玉県知事選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第千四百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人えれふぁんと
- 三 代表者の氏名
柏 育子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県羽生市大字藤井上組三十番地七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす障害者及び高齢者に対し、福祉サービス事業・地域生活支援事業、居宅サービス事業等を行い、障害者及び高齢者が健常者との別なく地域での自立生活を過ごせるような福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人氣綱
- 三 代表者の氏名
吉光 博
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市上野台二千三百五十二番地ダイヤパレスBW深谷五三四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対して、自立支援に関する事業を行い、広く社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子どもを放射能から守る会
- 三 代表者の氏名
丸 槁 茶 茶
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市小島四丁目四番二十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、被災地域に対し、救援活動を行い、一日でも早い復興支援に寄与し、行政との共同・分担・諸団体との連携による、地域社会の安全で安心して子育てができる、街づくりを目指すことを、目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人あるさ

三 代表者の氏名

河 西 伸 子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目九番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等サービスを必要とする人たちが、地域において心身ともに安心して豊かな自立した生活ができるよう、社会参加と福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百五号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千四百六号

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり行う。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

	試験期日	試験場所
実地試験	平成二十四年 二月十五日（水）	さいたま市見沼区東大宮一 十二 三十五 埼玉歯科技工士専門学校
学説試験	平成二十四年 二月十六日（木）	さいたま市浦和区高砂三 十五 一 埼玉県庁 第三庁舎講堂

二 試験科目

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」という。）（第八条に掲げる試験科目

三 受験資格

歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第十四条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

施行規則第七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

三万六千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

八 受験願書の提出期間及び場所

平成二十四年一月十一日（水）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後三時三十分まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課

五 合格発表

平成二十四年三月十六日（金）

告 示

埼玉県告示第千四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

レイクタウンアウトレット（一街区）

埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内三〇〇街区二画地の一部および三画地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）イオン越谷レイクサイドショッピングセンター（一街区）

（変更後）レイクタウンアウトレット（一街区）

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）サボイ株式会社 代表取締役 山田陽一

東京都台東区上野三 三 八 外 計 四十五者

ハ 変更年月日

平成二十三年四月二十九日

二 届出年月日

平成二十三年十一月十七日

ニ 縦覧期間

平成二十三年十二月二日から平成二十四年四月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二日から平成二十四年四月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

レイクタウンアウトレット（二街区）

埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内三〇〇街区二画地の一部および三画地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）イオン越谷レイクサイドショッピングセンター（二街区）

（変更後）レイクタウンアウトレット（二街区）

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）リシュモンF&Aジャパン株式会社 代表取締役社長 カルロ・

ガリリオ

東京都千代田区麹町一 四 半蔵門ファーストビル七階 外

計 四十一者

ハ 変更年月日

平成二十三年四月二十九日

ニ 届出年月日

平成二十三年十一月十七日

二 縦覧期間

平成二十三年十二月二日から平成二十四年四月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二日から平成二十四年四月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

レイクタウンアウトレット（三街区）

埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内三〇〇街区二画地の一部および三画地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）イオン越谷レイクサイドショッピングセンター（三街区）

（変更後）レイクタウンアウトレット（三街区）

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）株式会社MDS 代表取締役社長 堀田康彦

東京都千代田区三番町六番地の五 外 計 四十六者

ハ 変更年月日

平成二十三年四月二十九日

二 届出年月日

平成二十三年十一月十七日

ニ 縦覧期間

平成二十三年十二月二日から平成二十四年四月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二日から平成二十四年四月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ武里店

埼玉県春日部市大枝二 九武里団地内二街区

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 西側出入口（届出書添付の図面三での「出入口」部分において、交通安全を確保するため、市道六 四九四号線（けやき通り）から右折進入防止用のラバーポールを設置してください。

・ 「春日部市商工業振興基本条例」及び埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づいた地域商業及び地域社会への貢献に対する協力を努めてください。

二 縦覧期間

平成二十三年十二月二日から平成二十四年一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千四百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上田清司

ヨ―ネ病 牛	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区 域	発生年月日	処 置
		疑似患畜	一頭	熊谷市	平成二十三年 十一月二十四日	隔離

告 示

埼玉県告示第千四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、川越市入間第二用水土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を平成二十三年十一月三十日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十三年十二月七日から

平成二十四年一月十二日まで

二 縦覧場所

川越市役所、飯能市役所、狭山市役所、日高市役所、入間市役所

告 示

埼玉県告示第千四百十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 二十二 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県草加市柿木町六百七十三 一 外十九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千百五十三・一一立方メートル

告 示

埼玉県告示第千四百十四号

白岡町から蓮田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百十五号

白岡町から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

<p>根岸本町線</p>	<p>路線名</p>
<p>川口市上青木四丁目二番十三地先から同市上青木三丁目四番二二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年十二月二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十三年十二月二十五日付け埼玉県告示第九百九十八号で区域変更した部分の一部供用開始である。延長二百二十・三メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

<p>保谷志木線</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市三原五丁目二四七番一地先から 同市三原五丁目二四八番六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年十二月二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十二年十二月二十四日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三七・六〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十一月十八日

指令川建セ第二二〇一四八一号

二 検査済証番号

平成二十三年十一月二十八日

川建セ第二三〇〇七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字表字新道四〇六番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字下伊草二八六番地一 コモドフジミ 101

有馬 なぎさ

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年八月二日

指令川建セ第二三〇〇四二〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十一月二十八日

川建セ第二三〇〇六八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字吉原字宮原三四〇番四、三四〇番五、三四一番二、三

四一番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市小仙波町一丁目七番地一八（シャントイージュ曙台201号室）

矢内 孝司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年六月三日

指令川建セ第二三〇〇一二〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十一月二十八日

川建セ第二三〇〇六九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都一六二番三、一六二番一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷八三番地一 アヴニール102

矢 内 孝・矢 内 真優子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年七月十二日

指令川建セ第二三〇〇二九〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十一月二十八日

川建セ第二三〇〇七三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字川島字花見堂一五五二番、一五五三番、一五五四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字川島一八九九番地一

小川 昌志

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年十一月十五日

指令越建セ第二三〇〇六一号

二 検査済証番号

平成二十三年十一月二十五日

越建セ第三〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目四百三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目二番十六号

戸田 義一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年六月十七日

指令越建セ第二三〇〇七〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十一月二十五日

越建セ第三〇七 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目三百九十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目二番十六号

戸田 義一

告 示

埼玉県選管告示第六十二号

平成二十三年七月三十一日執行の埼玉県知事選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年7月31日執行 埼玉県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

60,500,000 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	上田 清司	所属党派	無所属	期間	7月1日から 第1回分 8月15日まで
出納責任者氏名	藤井 健志				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
清友会		5,500,000 円

支出

人件費	1,112,425 円
家屋費	627,144 円
選挙事務所費	627,144 円
集合会場費	0 円
通信費	148,829 円
交通費	294,508 円
印刷費	5,004,230 円
広告費	242,550 円
文具費	20,447 円
食糧費	747,084 円
休泊費	0 円
雑費	169,642 円

その他の収入	0 円
今回計	5,500,000 円
総計	5,500,000 円

今回計	8,366,859 円
総計	8,366,859 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1,400,000 円
	ビラの作成	1,587,000 円
	計	2,987,000 円

報告書受理年月日	平成23年8月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	武田 信弘	所属党派	無所属	期間	6月25日から
出納責任者氏名	武田 信弘				第1回分 7月30日まで

収入

支出

人件費	2,846,680	円
家屋費	1,124,095	円
選挙事務所費	1,124,095	円
集合会場費	0	円
通信費	11,770	円
交通費	627,000	円
印刷費	79,330	円
広告費	1,918,350	円
文具費	74,617	円
食糧費	112,925	円
休泊費	147,000	円
雑費	5,157	円

その他の収入	12,000,000	円
今回計	12,000,000	円
総計	12,000,000	円

今回計	6,946,924	円
総計	6,946,924	円

報告書受理年月日	平成23年8月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	武田 信弘	所属党派	無所属	期間	8月2日から
出納責任者氏名	武田 信弘				第2回分 8月24日まで

収入

支出

人件費	0	円
家屋費	160,889	円
選挙事務所費	160,889	円
集合会場費	0	円
通信費	0	円
交通費	0	円
印刷費	0	円
広告費	94,500	円
文具費	0	円
食糧費	0	円
休泊費	0	円
雑費	0	円

その他の収入	45,120	円
今回計	45,120	円
総計	12,045,120	円

今回計	255,389	円
総計	7,202,313	円

報告書受理年月日	平成23年8月24日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	原 富 悟	所属党派	無所属	期間	6月7日から 第1回分 7月31日まで
出納責任者氏名	斎藤 寛生				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
県民参加の民主県政をめざす埼玉各界連絡会		3,360,000 円
橋本 清香	団体職員	255,000 円
舟橋 初恵	団体役員	255,000 円
秋元 末光	〃	170,000 円
竹嶋 順二	〃	170,000 円
諸井 武志	〃	170,000 円
太田 久雄	団体職員	170,000 円
藤谷 友一	団体役員	170,000 円
江口 光政	団体職員	170,000 円
尾形 佳宏	〃	170,000 円
宍戸 出	団体役員	170,000 円
小石 治男	〃	170,000 円
原田 康一	団体職員	170,000 円

支出

人件費	2,210,000 円
家屋費	1,515,451 円
選挙事務所費	1,458,676 円
集合会場費	56,775 円
通信費	75,688 円
交通費	0 円
印刷費	3,056,121 円
広告費	472,500 円
文具費	449,825 円
食糧費	0 円
休泊費	376,900 円
雑費	209,195 円

その他の寄附 2,257件 193,930 円

今回計 5,763,930 円

総計 5,763,930 円

今回計 8,365,680 円

総計 8,365,680 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1,674,750 円
	ビラの作成	927,000 円
	計	2,601,750 円

報告書受理年月日	平成23年8月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------